

＜利用料金表・短期入所サービス＞

1. 利用者一部負担金(1割負担の場合)

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

報酬項目		介護区分	単位数	
介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞ 【基本型】	要介護1	753円/日	療養介護費は、在宅復帰率、ベッド回転率、重度者(要介護4・5)の受入れ割合等の在宅復帰・在宅療養支援等指標の実績などにより、【在宅強化型】と【基本型】との間で変動する場合があります。
		要介護2	801円/日	
		要介護3	864円/日	
		要介護4	918円/日	
		要介護5	971円/日	
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(iii) ＜多床室＞ 【基本型】	要介護1	830円/日	
		要介護2	880円/日	
		要介護3	944円/日	
		要介護4	997円/日	
		要介護5	1,052円/日	
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ii) ＜従来型個室＞ 【在宅強化型】	要介護1	819円/日	
		要介護2	893円/日	
		要介護3	958円/日	
		要介護4	1,017円/日	
		要介護5	1,074円/日	
	介護老人保健施設 短期入所療養介護費(iv) ＜多床室＞ 【在宅強化型】	要介護1	902円/日	
		要介護2	979円/日	
		要介護3	1,044円/日	
		要介護4	1,102円/日	
		要介護5	1,161円/日	

※ 多床室入所中の方が施設医師の判断により個室への転室が必要となった場合、転室期間中は多床室の料金のご負担となります。

各種加算(1割負担の場合)

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

下記加算は、該当時に算定させていただきます。

加算名	利用者負担額	加算要件
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰り短期入所)		
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(3時間以上4時間未満)	664円/日	常時看護職員による観察を要する重度要介護者に対し、短期入所療養介護を実施した場合
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(4時間以上6時間未満)	927円/日	
特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(6時間以上8時間未満)	1,296円/日	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数 × Δ1/100	身体拘束廃止の要件を満たしていない場合に減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数 × Δ1/100	虐待の発生又は再発防止の為の措置が講じられていない場合に減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数 × Δ1/100	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合に減算
夜勤体制加算	24円/日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士等が個別リハビリテーションを20分以上実施した場合

各種加算(1割負担の場合)

加算名	利用者負担額	加算要件
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急にサービスが必要であると医師が判断した方にサービスを行なった場合、入所した日から起算して7日を限度とし算定
緊急短期入所受入対応加算	90円/日	ケアプランにおいて、計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合(やむを得ない理由等により短期入所が必要となった場合)
若年性認知症利用者受入加算		
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症(64歳以下の初老期における認知症)利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
若年性認知症利用者受入加算 (特定介護老人保健施設短期入所療養介護)	60円/日	
重度療養管理加算		
重度療養管理加算	120円/日	要介護4又は5に該当する利用者に対して、計画的な手厚い医学的管理を継続的に行い、短期入所療養介護を行った場合
重度療養管理加算 (特定介護老人保健施設短期入所療養介護)	60円/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が40以上などの要件を満たす場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が70以上などの要件を満たす場合
送迎加算(片道あたり)	184円/回	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して、居宅と指定短期入所療養介護事業所間の送迎を行った場合
総合医学管理加算	275円/日	治療管理を目的とし、厚労省が定める基準に従い、短期入所療養介護を行った場合10日を限度として算定。緊急時施設療養費を算定した日は算定しない
口腔連携強化加算	50円/月	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合
療養食加算	8円/1食	医師の指示に基づいて療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	認知症自立度Ⅱ・Ⅲ以上の利用者が一定数おり、専門の研修を修了した職員を適切に配置し、指導に関わる会議等を行った場合 上記(Ⅰ)に加え、事業所全体に認知症ケアの指導を実施、また職員毎に認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施した場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	
緊急時施設療養費		
緊急時治療管理	518円/回	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となった場合に緊急的な治療管理としての投薬や検査、注射、処置等を行った場合
特定治療	診療報酬点数×10円/回	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月	下記(Ⅱ)の要件に加え、見守り機器等を複数台導入し、職員間の適切な役割分担等の取組を行っており、業務改善の成果が確認されている場合 見守り機器等を1つ以上導入・活用し、ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、データの提供を行った場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	
サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合により算定
介護職員処遇改善加算 ※令和6年5月まで		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×39%	介護職員の安定的な処遇改善を図るため要件を満たした場合
介護職員等特定処遇改善加算 ※令和6年5月まで		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×21%	介護職員処遇改善加算を算定しており、職場環境等要件について複数の取り組みを行って、その取り組みについて見える化を行っている場合
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月まで	所定単位×8%	処遇改善加算を算定している、賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している場合
介護職員等処遇改善加算 ※令和6年6月から		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×75%	介護職員の安定的な処遇改善を図るため要件を満たした場合

＜利用料金表・介護予防短期入所サービス＞

1. 利用者一部負担金(1割負担の場合)

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

報酬項目		介護区分	単位数	
介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞ 【基本型】	要支援1	579円/日	療養介護費は、 在宅復帰率 ベッド回転率 重度者 (要介護4・5) 受入れ割合等の 在宅復帰・在宅療養 支援等指標の実績 などにより、【在宅強 化型】と【基本型】と の間で変動する場合 があります。
		要支援2	726円/日	
	介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(iii) ＜多床室＞ 【基本型】	要支援1	613円/日	
		要支援2	774円/日	
	介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ii) ＜従来型個室＞ 【在宅強化型】	要支援1	632円/日	
		要支援2	778円/日	
	介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(iv) ＜多床室＞ 【在宅強化型】	要支援1	672円/日	
		要支援2	834円/日	

※ 多床室入所中の方が施設医師の判断により個室への転室が必要となった場合、転室期間中は多床室の料金のご負担となります。

各種加算(1割負担の場合)

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

下記加算は、該当時に算定させていただきます。

加算名	利用者負担額	加算要件
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数 × Δ1/100	身体拘束廃止の要件を満たしていない場合に減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数 × Δ1/100	虐待の発生又は再発防止の為の措置が講じられていない場合に減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数 × Δ1/100	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合に減算
夜勤体制加算	24円/日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	個別リハビリテーション計画に基づき、理学療法士等が個別リハビリテーションを20分以上実施した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急にサービスが必要であると医師が判断した方にサービスを行なった場合、入所した日から起算して7日を限度とし算定
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症(64歳以下の初老期における認知症)利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が40以上などの要件を満たす場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が70以上などの要件を満たす場合
送迎加算(片道あたり)	184円/回	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して、居宅と指定短期入所療養介護事業所間の送迎を行った場合
総合医学管理加算	275円/日	治療管理を目的とし、厚労省が定める基準に従い、短期入所療養介護を行った場合10日を限度として算定。緊急時施設療養費を算定した日は算定しない
口腔連携強化加算	50円/月	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合

各種加算(1割負担の場合)

加算名	利用者負担額	加算要件
療養食加算	8円/1食	医師の指示に基づいて療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算 (I)か(II)いずれか1つ		
認知症専門ケア加算(I)	3円/日	認知症自立度Ⅱ・Ⅲ以上の利用者が一定数おり、専門の研修を修了した職員を適切に配置し、指導に関わる会議等を行った場合
認知症専門ケア加算(II)	4円/日	上記(I)に加え、事業所全体に認知症ケアの指導を実施、また職員毎に認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施した場合
緊急時施設療養費		
緊急時治療管理	518円/回	利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となった場合に緊急的な治療管理としての投薬や検査、注射、処置等を行った場合
特定治療	診療報酬点数×10円/回	
生産性向上推進体制加算 (I)か(II)いずれか1つ		
生産性向上推進体制加算(I)	100円/月	下記(II)の要件に加え、見守り機器等を複数台導入し、職員間の適切な役割分担等の取組を行っており、業務改善の成果が確認されている場合
生産性向上推進体制加算(II)	10円/月	見守り機器等を1つ以上導入・活用し、ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、データの提供を行った場合
サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化加算(I)	22円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合により算定
介護職員処遇改善加算 ※令和6年5月まで		
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位×39%	介護職員の安定的な処遇改善を図るため要件を満たした場合
介護職員等特定処遇改善加算 ※令和6年5月まで		
介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位×21%	介護職員処遇改善加算を算定しており、職場環境等要件について複数の取り組みを行って、その取り組みについて見える化を行っている場合
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月まで	所定単位×8%	処遇改善加算を算定していて、賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している場合
介護職員等処遇改善加算 ※令和6年6月から		
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位×75%	介護職員の安定的な処遇改善を図るため要件を満たした場合

2. 施設利用料(施設独自の利用料です)

サービスに要した費用のほかに、次の利用料をお支払いいただきます。

短期入所	★食費(朝食)	405円/日	
	★食費(昼食)	610円/日	
	★食費(夕食)	600円/日	
	★滞在費(特別室・個室)	1,668円/日	
	★滞在費(2人室・4人室)	377円/日	
	療養介護	日用品費	タオル(入浴用):週2回の入浴日に算定します。 90円/日 バスタオル(入浴用):週2回の入浴日に算定します。 50円/日 おしぼり(食事用):1日3回食前に提供します。 30円/日
	教養娯楽費(レクリエーション、喫茶、行事参加費、クラブ材料費等)	実費/日	
徴収料金	特別な室料	特別室 835円(税込)/日 個室 735円(税込)/日 2人室 630円(税込)/日	
	電気料(テレビ、電気毛布等持込の場合一品目につき)	70円(税込)/日	
	洗濯機利用料(コイン式)1回	100円/回	
	乾燥機利用料(コイン式)1回(20分)	100円/回	
	理美容代	2,000円/回	
	各種証明書料	実費/回	

※ 日用品費については、希望される品目についてお支払いいただきます。

※ ★印の利用料については、所得に応じて負担限度額が設定されています。保険者(市町村)に特定入所者証の交付を申請し、所得段階が確定すると下記の上限負担となります。

【負担限度額】

<利用者負担第1段階 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方
- ・生活保護等を受給されている方

		食費
居住費(特別室・個室)	490円/日	300円/日
居住費(2人室・4人室)	0円/日	

<利用者負担第2段階 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方

		食費
居住費(特別室・個室)	490円/日	600円/日
居住費(2人室・4人室)	370円/日	

<利用者負担第3段階① 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方

		食費
居住費(特別室・個室)	1,310円/日	1,000円/日
居住費(2人室・4人室)	370円/日	

<利用者負担第3段階② 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方

		食費
居住費(特別室・個室)	1,310円/日	1,300円/日
居住費(2人室・4人室)	370円/日	

※その他、高額介護サービス費(世帯の自己負担額月額上限)等の負担減額制度もあります。

2. 施設利用料(施設独自の利用料です) * 令和6年8月から *

サービスに要した費用のほかに、次の利用料をお支払いいただきます。

短期入所 療養介護	★食費(朝食)	405円/日
	★食費(昼食)	610円/日
	★食費(夕食)	600円/日
	★滞在費(特別室・個室)	1,728円/日
	★滞在費(2人室・4人室)	437円/日
	日用品費	タオル(入浴用):週2回の入浴日に算定します。 90円/日 バスタオル(入浴用):週2回の入浴日に算定します。 50円/日 おしぼり(食事用):1日3回食前に提供します。 30円/日
徴収料金	教養娯楽費(レクリエーション、喫茶、行事参加費、クラブ材料費等)	実費/日
	特別な室料	特別室 835円(税込)/日 個室 735円(税込)/日 2人室 630円(税込)/日
	電気料(テレビ、電気毛布等持込の場合一品目につき)	70円(税込)/日
	洗濯機利用料(コイン式)1回	100円/回
	乾燥機利用料(コイン式)1回(20分)	100円/回
	理美容代	2,000円/回
	各種証明書料	実費/回

※ 日用品費については、希望される品目についてお支払いいただきます。

※ ★印の利用料については、所得に応じて負担限度額が設定されています。保険者(市町村)に特定入所者証の交付を申請し、所得段階が確定すると下記の上限負担となります。

【負担限度額】

<利用者負担第1段階 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、高齢福祉年金を受給されている方
- ・生活保護等を受給されている方

		食費
居住費(特別室・個室)	550円/日	300円/日
居住費(2人室・4人室)	0円/日	

<利用者負担第2段階 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方

		食費
居住費(特別室・個室)	550円/日	600円/日
居住費(2人室・4人室)	430円/日	

<利用者負担第3段階① 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方

		食費
居住費(特別室・個室)	1,370円/日	1,000円/日
居住費(2人室・4人室)	430円/日	

<利用者負担第3段階② 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方

		食費
居住費(特別室・個室)	1,370円/日	1,300円/日
居住費(2人室・4人室)	430円/日	

※その他、高額介護サービス費(世帯の自己負担額月額上限)等の負担減額制度もあります。